ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド／マイナンバー事前登録のお願い　など

＊通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ

＊「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

定期支払金のお知らせ

＊毎年の年単位の契約応当日の1～2ヵ月前に
定期支払金のお支払内容、受取口座、口座入金予定日などを定期支払金受取人さまにお知らせします。

お支払明細

＊毎年の年単位の契約応当日の翌営業日に定期支払金受取人さま宛に発送します。
＊マイナンバー（個人番号）申告書を同封させていただく場合があります。必要書類（コピー）を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

更新時

積立利率保証期間更新のご案内

＊積立利率保証期間更新の2ヵ月前に契約者さま宛に発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知

＊各種お手続き（ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など）の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。
＊マイナンバー（個人番号）申告書を同封させていただく場合があります。必要書類（コピー）を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。

くわしくは、左記コードからご確認ください。

第一フロンティア生命の「お客さま第一の業務運営方針」

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、Daiichi Lifeグループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、取組みを推進していきます。

くわしくは、左記コードからご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村證券の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先［第一フロンティア生命 0120-876-126］までご連絡ください。

［引受保険会社］

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター フリーダイヤル　0120-876-126

営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年10月版

㊎B26F5075（2026.07.28）　F8863-01　'26年9月作成 リ

［募集代理店］

野村證券株式会社

取扱者（生命保険募集人）

No.1599／26.10

2026年10月版
商品パンフレット

第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

第一フロンティア定期受取型終身（円建／外貨建）

定期積立金付積立利率変動型終身保険（26）（通貨指定型）

＊この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

一生涯の保障と定期支払金で、「のこす」「うけとる」2つの願いがかないます。

のこす　万一の場合の死亡保険金額は、指定通貨建で基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。

（お客さまが負うリスクについては、▶P9をご参照ください。）

■遺産分割の準備に

死亡保険金は**受取人固有の財産**となるので、
誰に、どれだけのこすか決められます。

＊相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

■現金の準備に

死亡保険金を**現金**で**すみやかに**受け取れるので、
・当面の生活費を確保する
・相続税を納める
準備ができます。

■相続財産の評価

契約形態によっては、
生命保険金の**非課税枠**が適用されます。
相続財産評価を引き下げる効果があります。



うけとる　毎年決まった時期に、一生涯、定期支払金が指定口座に振り込まれます。

［イメージ］指定通貨が米ドル・積立利率保証期間10年の場合



■悠々自適に旅行　■ご自身の趣味に…　■子どもや孫への援助

などに充てることができます。

毎年、指定通貨建で一定額の定期支払金を受け取　れます。

うけとる

毎年　決まった時期　一生涯　定期支払金を受け取れます。

定期支払金額は、指定通貨建で積立利率保証期間中、一定です。

定期支払金額 ＝ 基本保険金額（一時払保険料） × 定期積立率



子や孫へ
プレゼントしたり…



趣味や旅行に使ったり…

＊定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金受取人にお支払いします。
毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。

＊定期積立率は、契約日（または積立利率保証期間更新日）の積立利率に応じて、性別・年齢別・積立利率保証期間別に定めます。

のこす

死亡保険金額は、指定通貨建で基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。

外貨建の場合、
円貨でもお受け取りいただけます。

⚠ 円建での保証はありません。



＊死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

しくみ図（イメージ）

積立利率保証期間10年を選択した場合

定期支払金の受取時（外貨建の場合）

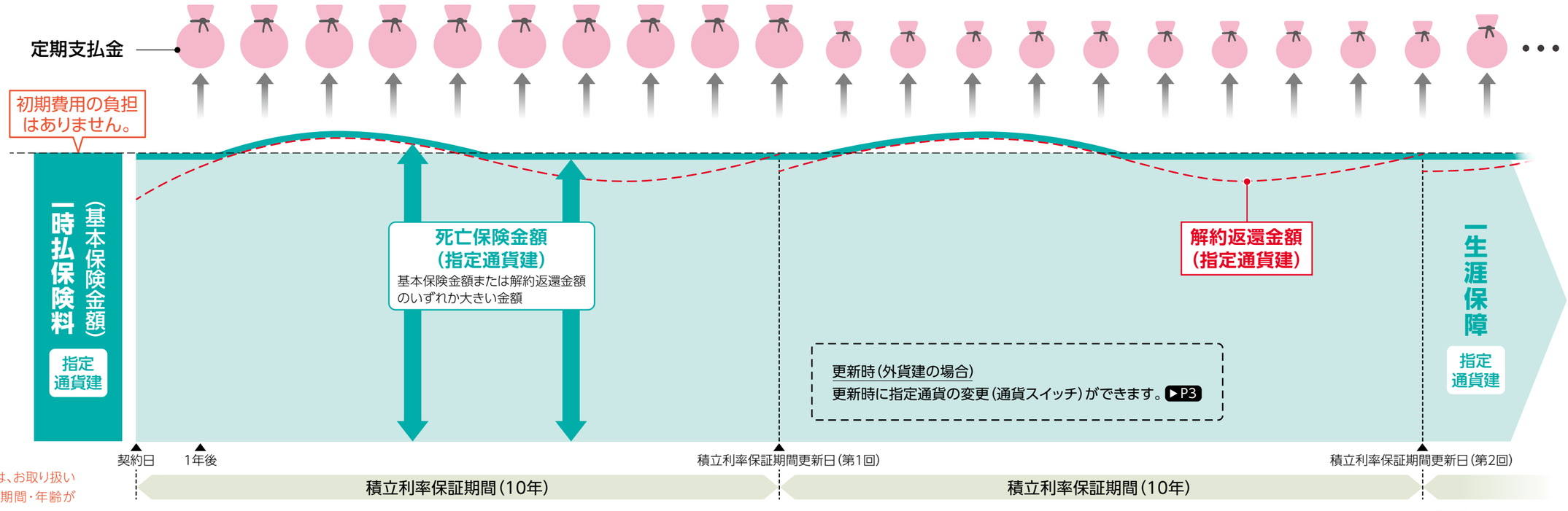
・定期支払金のお受取りごとに、**指定通貨または円貨を選択できます。**
・円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに**為替手数料　はかかりません。**　⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

ご加入時の告知は不要です。

通貨・積立利率保証期間を選択できます。

指定通貨	積立利率保証期間	契約年齢
米ドル	10年	0歳～90歳
	30年	0歳～75歳
豪ドル	10年	0歳～90歳
	20年	0歳～80歳
円	10年	0歳～90歳
	30年	0歳～75歳

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・積立利率保証期間・年齢があります。



＊上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。　＊契約年齢ごとの更新の回数については▶P7をご参照ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動　などによって損失が生じるおそれがあります。▶P9

積立利率保証期間更新時の取扱い

積立利率および定期積立率の見直し（更新）

- 積立利率保証期間更新日に、積立利率および定期積立率が見直し（更新）されます。
- 更新後の定期支払金額は、指定通貨建で積立利率保証期間中※、一定です。

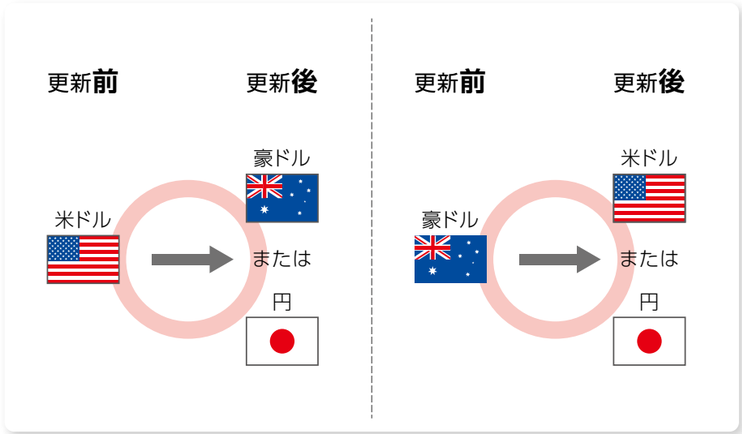
※積立利率保証期間の更新が最終となる場合、更新後の積立利率保証期間は終身となります。

⚠ ・更新後の積立利率および定期積立率は更新前より変動（増減）することがあります。
・市場金利の低下などにより更新後の積立利率が更新前より下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。

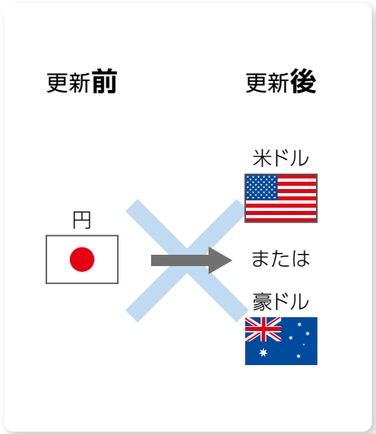
「指定通貨」の変更（通貨スイッチ）

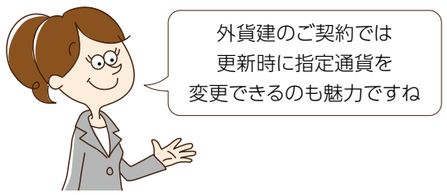
- ご契約者からのお申出がない限り、更新前と同じ指定通貨で更新されます。
- 指定通貨が外貨の場合、ご契約者からのお申出により、更新時に指定通貨を変更することもできます（最終の更新時を除き、変更前と変更後の積立利率保証期間が同一となる場合のみ取り扱います）。

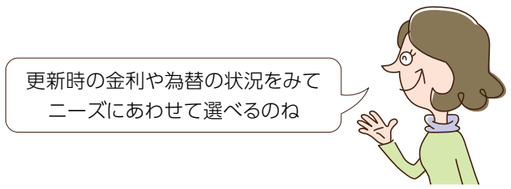
変更できるパターン



変更できないパターン







*更新の2ヵ月前にご契約者さま宛に「積立利率保証期間更新のご案内」を発送します。
*指定通貨を変更する場合は、積立利率保証期間更新日の前日までにお手続きください。

⚠ 最終の積立利率保証期間更新日（▶P7）後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

*くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をお読みください。



こんなこともできます!

定期支払金の贈与

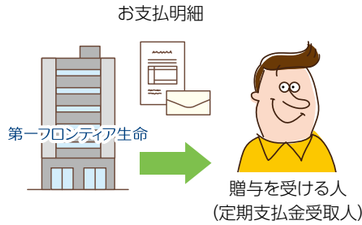
- ご契約者以外の方を定期支払金受取人に指定することで、大切なご家族に定期支払金を贈与できます。
 - ・契約者以外で、定期支払金受取人を指定できる範囲は、被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族もしくは6親等内の血族です。
 *定期支払金受取人は1名のみご指定できます。また、被保険者の同意を得て、契約者がいつでも変更できます。
 *契約者と被保険者が別人の場合は、契約者または被保険者のみ指定可能です。



- 定期支払金受取人が契約者と別人の場合、受け取る定期支払金は贈与税の課税対象となります。
 - ・贈与税の課税方式には、「暦年課税」「相続時精算課税」があり、それぞれ年間110万円までの基礎控除があります。

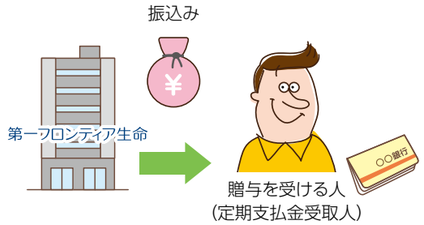
[ご参考]生命保険を活用すれば、贈与のたびに面倒な手続きを行う必要はありません。

一般的な生前贈与では、贈与のつど贈与契約書を作成する必要がありますが、生命保険を活用すれば贈与契約書の作成は必要ありません。



第一フロンティア生命が発行する「お支払明細」を「贈与の記録」として利用できます。

一般的な生前贈与では、毎年振込手続きを行う必要がありますが、生命保険を活用すればその必要はありません。

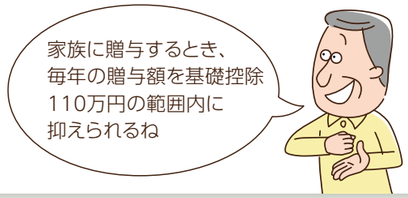


毎年、決まった時期に第一フロンティア生命が定期支払金受取人の口座に振り込みます。

*定期支払金受取人が契約者以外の場合、ご契約後に定期支払金受取口座の登録手続きが必要となります。

「定期支払金の上限額」の設定 *「定期支払金の上限額設定特約」を付加した場合

- 定期支払金（の円換算額）の上限額を設定できます（10万円以上、1万円単位）。
 - ・外貨建の場合、為替などによる定期支払金額の変動を抑えることができます。
- 上限額を超えた金額は、円貨で繰り越し、翌年以降に上限額を下回った場合に充当します。



フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

フロンティアの ご家族安心サポート

保険契約者代理特約

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または
それに準ずる状態と判断される場合は、
「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。
＊一部、代理人ができないお手続きがあります。

＋

契約内容ご案内制度

ご契約内容について、
「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

●ご家族（保険契約者代理人）がご契約者に代わって、お手続きや契約内容の確認を行えるよう、ご契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご家族（保険契約者代理人）にも契約内容を郵送でお知らせすることで、契約内容を共有します。

⚠
・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族（保険契約者代理人）に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。＊所定のお手続きが必要です。

たとえば、母（ご契約者）が認知症で意思表示が困難な状況に･･･

対策前

もし認知症で意思表示が困難になったら…

- ●解約などの手続きは、母（契約者）しかできない…
- ●成年後見制度※の利用も手間がかかりそう…
- ●母の保険証券を見ても、内容がよくわからない…

困ったなぁ…



母（ご契約者）



息子

対策後

- ☑困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備やその時に必要な手続きができるね！
- ☑母（契約者）の契約内容がいつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に手続きしてもらえて安心♪



母（ご契約者）



息子
（保険契約者代理人）

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方（成年後見人）を付け、法律的に支援する制度です。

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

（お手続きにあたり一部条件がある場合があります。）

- ●**定期支払金受取人の変更** ･･･定期支払金受取人を契約者に変更する場合に限ります。
- ●**定期支払金の受取口座の変更** ･･･契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座（契約者の子に限ります）に変更できます。
- ●**定期支払金の受取通貨の変更**
- ●**積立利率保証期間更新時のお手続き（通貨スイッチ）**
- ●**解約・減額**　●**届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行**　など

＊契約者が死亡保険金受取人として指定されている場合に限り、死亡保険金の受取り手続きができます。
⚠ 契約者・死亡保険金受取人・保険契約者代理人の変更などは、代理人がお手続きすることができません。

＊本商品を含む、全ての第一フロンティア生命商品に関する内容となります。

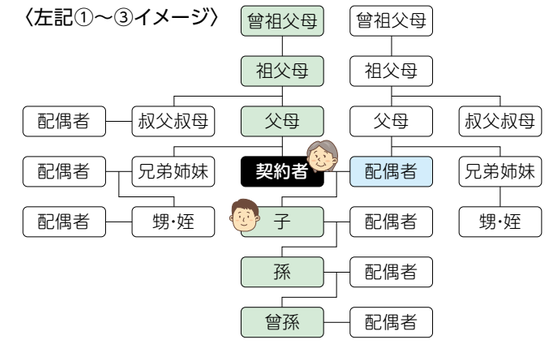
保険契約者代理特約 について

保険契約者代理人は、ご契約者※1が被保険者の同意※2を得て、以下の範囲内から1人指定できます。

※1 年金支払に移行後は、年金の受取人とします。（以下同じ）　※2 被保険者の死亡後はこれを要しません。

① 契約者の配偶者　② 契約者の直系血族
③ 契約者の3親等内の親族

〈左記①～③イメージ〉



上記①～③以外で、
第一フロンティア生命が認めた以下の方
④ 契約者と同居しまたは生計を一にしている方
⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
⑥ 被保険者
⑦ 保険金などの受取人
⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方

保険契約者代理人による代理手続きの流れは、以下のとおりです。（解約などの「支払系」手続きの場合）

契約者が認知症等で
手続きを行う意思表示が困難な状況に該当

↓

保険契約者代理人が当社に連絡

↓

第一フロンティア生命より、保険契約者代理人宛に必要書類を送付



保険契約者代理人が必要書類を
第一フロンティア生命に提出

↓

第一フロンティア生命がお支払い可否を判断

↓

契約者または**保険契約者代理人**に
解約返還金等をお支払い

解約返還金等の請求にあたって必要な書類

① 保険契約者代理人の本人確認書類
② 契約者と保険契約者代理人の関係（続柄等）が確認できる書類
③ 当社所定の診断書　④ 当社所定の請求書

保険契約者代理人の口座でも受け取れます

⚠
・1回あたりの支払金額が、原則2,000万円以下の場合に限ります。
・年金受取の場合、契約者との続柄が「子」であることが必要です。

この場合、解約返還金等の財産の帰属先は契約者本人であることから、**契約者に**所得税・住民税が課税されます。

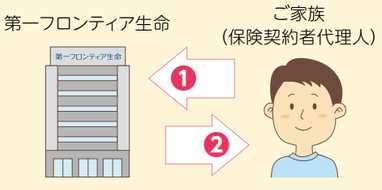
契約内容ご案内制度 について

契約の内容を保険契約者代理人と共有できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、**保険契約者代理人に契約内容を開示**します。

❶ 契約内容や手続き方法の照会
契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、契約内容や手続き方法を説明させていただきます。

❷ 契約者の連絡先の確認等（契約者ご本人と連絡等が取れない場合）
契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。



「フロンティアのご家族安心サポート」の内容についてくわしくは、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認いただけます。

＊ここに記載の税務上のお取扱いは2026年6月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

主なお取扱いについて

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を🇺🇸🇦🇺と表記しています。

基本保険金額（一時払保険料もしくは払込金額）

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

最低

指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	円
	10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円

🇺🇸🇦🇺「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円
	100万円

＊保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。

最高

20億円相当額※

※🇺🇸🇦🇺第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。

＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。

保険期間

終身

契約年齢

0歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。

積立利率保証期間

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります。

指定通貨および契約年齢により、選択できる積立利率保証期間が異なります。

米ドル建	豪ドル建	円建
0歳～90歳：10年 0歳～75歳：30年	0歳～90歳：10年 0歳～80歳：20年	0歳～90歳：10年 0歳～75歳：30年

各積立利率保証期間ごとに積立利率を更新します。

ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。

※積立利率保証期間が10年の場合は91歳、20年の場合は81歳、30年の場合は76歳となります。

更新の回数

更新回数の上限は、積立利率保証期間および契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。

●積立利率保証期間10年

契約年齢	0歳	1歳～10歳	11歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳
更新回数の上限	10回	9回	8回	7回	6回

契約年齢	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳～80歳	81歳～90歳
更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回

●積立利率保証期間20年

契約年齢	0歳	1歳～20歳	21歳～40歳	41歳～60歳	61歳～80歳
更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回

●積立利率保証期間30年

契約年齢	0歳～15歳	16歳～45歳	46歳～75歳
更新回数の上限	3回	2回	1回

定期支払金受取人

ご契約者、被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定

＊契約者と被保険者が別人の場合は、契約者または被保険者のみ指定可能です。

＊定期支払金受取人は1名のみご指定できます。

＊定期支払金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。

死亡保険金受取人

被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定（複数名の指定可能）

保険料の払込方法

一時払のみ取り扱います。

解約

解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。

基本保険金額の変更

増額：取り扱いません。

減額：基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。
ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。

契約者貸付

取り扱いません。

🇺🇸🇦🇺定期支払金を指定通貨で受け取る場合の留意点

定期支払金額が300米ドル、300豪ドル以上であることが必要です。300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、円貨でお受け取りいただきます（「定期支払金の円貨支払特約」を付加）。

＊法人契約のお取扱いはありません。

税務のお取扱いについて、くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をお読みください。

この冊子に記載の税務のお取扱いは2026年6月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を🇺🇸🇦🇺と表記しています。

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

🇺🇸🇦🇺 為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

費用について（この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります）

■積立利率保証期間中

・積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（=保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

・解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。解約控除 = 基本保険金額 × 以下の解約控除率

<table>
<tr><th>指定通貨</th><th>契約年齢
適用されている積立利率</th><th>0歳～75歳</th><th>76歳～80歳</th><th>81歳～85歳</th><th>86歳～90歳</th></tr>
<tr><td rowspan="4">米ドル
・
豪ドル</td><td>2.50%以上</td><td>6.00%～0.60%</td><td>5.00%～0.50%</td><td>3.60%～0.36%</td><td>3.00%～0.30%</td></tr>
<tr><td>2.00%以上2.50%未満</td><td>5.40%～0.54%</td><td>4.30%～0.43%</td><td>2.90%～0.29%</td><td>2.40%～0.24%</td></tr>
<tr><td>1.50%以上2.00%未満</td><td>4.60%～0.46%</td><td>3.50%～0.35%</td><td>2.40%～0.24%</td><td>1.80%～0.18%</td></tr>
<tr><td>1.50%未満</td><td>3.90%～0.39%</td><td>3.00%～0.30%</td><td>2.20%～0.22%</td><td>1.70%～0.17%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">円</td><td>3.20%以上</td><td rowspan="2">4.10%～0.41%</td><td colspan="3">3.60%～0.36%</td></tr>
<tr><td>2.70%以上3.20%未満</td><td colspan="3" rowspan="2">2.50%～0.25%</td></tr>
<tr><td>2.10%以上2.70%未満</td><td>3.60%～0.36%</td></tr>
<tr><td>1.00%以上2.10%未満</td><td>2.50%～0.25%</td><td colspan="3">1.90%～0.19%</td></tr>
<tr><td>1.00%未満</td><td>1.70%～0.17%</td><td colspan="3">1.30%～0.13%</td></tr>
</table>

*契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■🇺🇸🇦🇺通貨を換算する場合の費用

以下の特約等の為替レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

<table>
<tr><td colspan="2">保険料円貨入金特約</td><td>TTM+50銭</td></tr>
<tr><td colspan="2">円貨支払特約、定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）</td><td>TTM−50銭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合</td><td>指定通貨を別の外貨に変更</td><td>（変更前の指定通貨のTTM−25銭）÷（変更後の指定通貨のTTM+25銭）</td></tr>
<tr><td>指定通貨を円に変更</td><td>TTM−50銭</td></tr>
</table>

*定期支払金額を円貨に換算してお受け取りになる場合の為替レートはTTMとなり、為替手数料はかかりません。

*上記の為替レートは、2026年10月現在の数値であり、将来変更することがあります。

*TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■🇺🇸🇦🇺この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。

MEMO